

秋の一斉清掃を実施します

道路や空き地に散乱しているごみや空き缶を拾い、町をきれいに
する秋の一斉清掃を実施します。地域や町内会で計画を立て、みん
なでごみを拾いましょう。

実施日 10月18日(日)

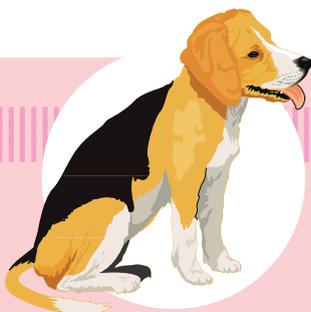
※地域・町内会によって実施日が違う
場合があります。参加するときは、町
内会の指示により参加してください。

一斉清掃に参加するときのお願い

- 収集したごみの分別は、プラ・ペットボトル・発砲スチロール・紙くず等の可燃物と空き缶・金属類・ビン類等の不燃物に分けてください。

一斉清掃のごみは、汚れているためリサイクル分別は行いません

- ごみの収集袋として肥料袋は使用しないでください。町指定袋か透明・半透明の袋でお願いします。
- 廃タイヤ、廃家電等不法投棄されたものは、収集せずに町民課までご連絡ください。担当者が現地確認の上、対応いたします。
- 家庭ごみの持ち込みは、絶対にしないでください。



犬の放し飼いはやめましょう!

犬をけい留せずに飼うことは、10万円以下の罰金となるなど法律や条例で厳しく禁止されています。町でも指導を行っておりますが、まだ多くの犬が放し飼いになっています。

特に農家地区では、放し飼いにされた犬を多く見かけます。広い敷地を持っており、隣近所との距離も離れていることから、「うちの犬は敷地から出ないだろう」という安易な考えから犬を放し飼いにしてしまうようです。

しかし、実際には犬の行動範囲は広く、発情期には交尾する相手を探して敷地を離れて徘徊し、隣人のけい留している犬と交尾を行うなど望まない繁殖の原因となっています。また、こうして生まれた仔犬が大人になり野犬化し、交尾を繰り返すという悪循環が起っています。

犬を飼っている方は、鎖でつなぐ、柵を作って犬を囲うなど必ずけい留を行い飼育するようお願いいたします。また、犬の放し飼いを見かけた方は下記担当まで通報してください。

- 放し飼いされた犬に、かみ付かれる事故が発生しています。
- 生まれたばかりの仔牛を野犬が襲う等の事例も報告されています。人または家畜に害を及ぼす可能性がある判断された場合には、たとえ首輪等をしていても『別海町畜犬取締及び野犬掃とう条例』に基づく掃とう対象となります。

し尿と家庭廃水のくみ取りのお知らせ

11月のくみ取り地区は別海、本別海、走古丹、中春別、豊原、美原、尾岱沼、床丹となります。11月にくみ取りが必要な方は10月20日までにお申込みください。



12月から3月までは、凍結するなどの理由のため、家庭廃水のくみ取りを行いません。
家庭廃水のくみ取りが必要な方は忘れずにお申込みください。

問合せ／町民生活担当（内線1211～1213）

野焼きは法律で禁止されています

ごみを屋外で焼却する野焼きは、一部の例外を除き法律により禁止されています。

違反者には、5年以下の懲役もしくは1千万円（法人は3億円）以下の罰金、又はその両方が科せられます。

近年は、野焼きによる検挙件数が増加傾向にあります。煙や臭いによる近所迷惑、ダイオキシン類などの有害物質の発生、そして火災の原因にもなるため野焼きは絶対にやめましょう。

問合せ／町民生活担当
(内線1211～1213)



行政相談
週間

定例行政相談所の開設

10月19日(月)から25日(日)は、行政相談週間です。
国の行政等に関する相談をお寄せください。

相談内容は、税や社会保障など制度に関するだけでなく、「道路を補修して欲しい」等の相談や「役所に相談したいがこの窓口に行けば良いのかわからない」などの問合せでも構いません。

行政相談委員が、あなたと行政のパイプ役になります。

定例行政相談所

行政相談委員が、行政に対する苦情や意見・要望等の相談に応じます。相談所は、事前予約不要、相談無料となっています。

なお、相談は、下記相談日以外でも随時受け付けています。お気軽に行政相談委員へご連絡ください。

■日時 10月16日(金) 午前10時から正午

■場所 中央公民館 ロビー

別海町内の行政相談委員

小西美紀子さん Tel.75-3132 及川寛さん Tel.77-3051

釧路行政評価分室への相談

行政苦情110番（全国共通）Tel.0570-090110

問合せ／町民生活担当（内線1212）

上杉貞賞推薦について

当町では、名誉町民である故上杉貞氏の遺徳をしのび、ご家族から福祉の向上に寄与することを目的に寄せられた資金を上杉貞賞基金とし、町民で知的に障がいのある者が自立更生、善行、社会に貢献するなど、他の模範や励みとなった者に対して表彰を行うこととしております。

つきましては、下記のとおり被表彰者の推薦を募ります。

- 1 推薦期間 10月5日(月)から10月30日(木)
 - 2 推薦対象者 町内に居住する知的障がい者で、社会に貢献するなど、他の模範や励みとなった者
 - 3 推薦方法 所定の推薦書に記入し、下記担当へ提出してください。
 - 4 被表彰者の決定 審査会を実施し町長が決定します。表彰式は、12月上旬ごろの開催を予定しています。
- 問合せ／社会・障がい福祉担当（内線1311）



児童遊園地のフェンスを更新します

次の児童遊園地のフェンスが古くなったため、更新工事を実施しています。工事期間中、大変ご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いいたします。

■対象となる児童遊園地、工事予定期間

- 常盤町児童遊園地 平成27年8月下旬から11月下旬
- 西春別児童遊園地 平成27年8月下旬から10月下旬

問合せ／こども・子育て担当（内線1313）

いきいき元気あっぴ 健康体操教室日程

高齢となっても健康寿命を延ばし地域でいきいきとした生活が送れることを目標として月1回、運動指導や健康維持に関する教室を開いています。

9:45 ~ 11:30	中央公民館	東公民館	西春別 ふれあい センター
10月	8日(木)	13日(火)	20日(火)
11月	12日(木)	10日(火)	17日(火)

【受付は9:45から、運動教室は10:00から開始します】
※会場の都合や天候により予定を変更する場合があります。

参加
対象者

- ①65歳以上の方。体力、気力の低下が気になる方。
 - ②誰かと一緒に運動したり、健康寿命を延ばす活動をしたい方(64歳以下でも可)。
 - ③介護認定を受けていない方。
- ※新規で参加希望の方は地域包括支援センターまで申込みください。
※健康チェックは行いませんので、体調に不安のある方は事前に主治医への確認をお願いします。

参加費無料



地域包括支援センターは、高齢者の介護や生活の困りごとの総合相談窓口です

■問合せ/TEL79-5500 (直通) 別海町役場1階福祉部内

住宅用火災警報器の維持管理について

住宅用火災警報器が適切に機能するためには維持管理が重要です。「いざ」というときのために、日頃から作動確認とお手入れをしましょう。

電池切れに注意!

火災警報器は電池が切れると作動しなくなります。定期的に点検ボタンを押す、ひもを引くなどして作動確認を行いましょう。

1 電池の寿命

電池の寿命は、概ね5年から10年が目安となります。機種によっては、電池寿命が近づくと音声やランプ表示などで電池交換時期を知らせてくれるものがあります。

新しい電池へ交換する際は、取扱説明書や販売店などで電池の種類をご確認ください。

2 電池交換ができないもの

電池交換ができるタイプと、できないタイプがあります。電池交換ができないタイプは、火災警報器を本体ごと交換する必要があります。

3 警報器本体の寿命

警報器のセンサー等の寿命により、本体交換が必要となる場合があります。本体の寿命は概ね10年が目安になります。



火災でもないのに警報音が鳴ったら

- 警報音停止ボタンを押す。または、ひもが付いているタイプのものはひもを引くと停止します。
- 湿気や料理の煙などで誤作動を起こした場合は、室内の換気等を行ってください。
- ホコリが入ることで誤作動を起こす場合があります。定期的に掃除をしましょう。
- 機種によっては、故障の際にも音声やランプ表示で知らせてくれるものがあります。詳しくは取扱説明書をご確認ください。

一般社団法人日本火災報知機工業会のホームページ(<http://www.kaho.or.jp>)では、住宅用火災警報器の取扱方法などが掲載されていますので参考にしてください。

問合せ/別海消防署予防課 TEL75-2200